

ケアハウスあすなろ重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者名称	社会福祉法人 萌生会
法人所在地	広島県東広島市西条町吉行1456番地
代表者氏名	理事長 栗田 輝喜
電話番号	082-493-8300
設立年月日	平成13年 7月19日
施設の名称	ケアハウスあすなろ
施設所在地	広島県東広島市西条町吉行1456番地
施設長	栗田 輝喜
電話番号	082-493-8300
FAX番号	082-431-3841
開設年月日	平成14年 9月 1日
交通の便	JR 西条駅より徒歩15分 西条 I.C より車で5分
損害賠償責任保険加入先	ニューインディア保険(株)

2. 事業の目的・運営方針

ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された高齢者向けの住宅施設です。利用者の自立を支援すると共に尊厳と人間性を尊重し、明るく心豊かに生活ができるよう、良質なサービスの提供と福祉文化の推進に努めます。

3. 施設サービスの概要

食事サービス	栄養士の立てる献立により栄養バランスと身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
食事提供時間	朝食 7時30分～8時30分 昼食 11時30分～12時30分 夕食 17時30分～18時30分

*食中毒防止の為、居室へのお持ち帰りをご遠慮願います。

相談及び援助	あすなろでは、利用者及びそのご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
--------	--

4. 利用料について

ケアハウスの利用料金は管理費・生活費・事務費の3つの費用の合計です。

管理費 20,000円 (住居費に相当)

生活費 42,490円 (平成21年現在)

(食費に相当、冬季には加算あり。この費用は随時改定されます)

事務費 10,000円 ~ 86,400円

(対象年収に応じて負担額が分かれています)

*これらとは別に居室内の電気・水道料がかかります。

5. 職員勤務体制

施設長	8時30分～17時30分	常勤
生活相談員	8時30分～17時30分	常勤
介護職員	8時30分～17時30分	常勤
栄養士	9時00分～18時00分	常勤
宿直員	17時30分～翌8時30分	常勤
事務員	9時30分～16時	非常勤

6. 協力医療機関及び近隣医療機関の御案内

医療法人 社団 博愛会 木阪病院

東広島市西条本町12-19

TEL 422-2502

7. 苦情相談窓口

サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応します。

受付担当者 矢野有希子 御利用時間 月～金 9時～5時

御利用方法 面談、書面、電話(493-8300)

苦情相談委員(第三者委員)

氏名 應原美恵

住所 東広島市西条町吉行1559-1 TEL 423-6357

氏名 佐々木章夫 (社会福祉法人萌生会 監事)

住所 東広島市西条町吉行182-29 TEL 423-2275

公正中立な立場で相談にのって頂ける委員です。

8. ケアハウスあすなろご入居に当たっての留意事項

来訪・面会	所定の面会簿に必要事項をご記入してください。なお、深夜・早朝の面会は防犯上基本的に受け付けておりません。必要な場合は事前に施設職員の許可を得てください。
外出・外泊	基本的には自由ですが、外出される場合は、外出届を提出して下さい。 外泊される場合は、事前に外泊届けを提出してください。
貴重品管理	居室内に持ち込まれた貴重品の管理は入居者自身で確実に行って下さい。紛失・盗難等の被害の責は負いかねます。
喫煙 迷惑行為等	館内所定の場所をお願いします。火の始末に十分ご注意下さい。 施設内では次の行為を禁止しています。 <ul style="list-style-type: none">・ 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること・ 金銭、薬の貸し借り・ 建物・備品・樹木などを損傷すること・ 指定場所以外での火気の使用及び危険物や可燃物の持ち込み・ 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
動物飼育	動物の飼育は保健衛生上禁止とします。

その他詳しくは、あすなろ入居者心得をご覧ください。